

平成20年8月8日

株式会社 広島県住宅管理センター

代表取締役 秋 山 淳 良



監督処分に係る業務改善措置について

1 違反行為・処分内容等の周知徹底について

違反行為及び処分内容等の周知徹底については、平成20年7月31日の指示書受領後、直ちに役員全員に伝達し、同日、マンション管理業担当者全員に伝達しました。

また、8月2日、弊社の他部門の職員にも伝達を行いました。

更に、弊社が管理受託している全管理組合の理事長に対しては、8月1日電話で報告し、同日付け文書により詳細報告（指示書の写しを添付）及び謝罪を行いました。

2 社内研修・教育の計画について

マンション管理業担当者を社団法人高層住宅管理業協会等の研修会に継続参加させることとします。

また、適正化法及び関係法令の遵守を徹底するため、社内において担当者のマンション管理に関する勉強会を行い、職員の質の向上を図っていきます。

3 社内の管理・監督体制の整備について

毎週開催のマンション管理担当者会議において、日常の業務運営に関する調査・点検・対応策の検討を行い、管理業務の適正化を図っていきます。

なお、適正な契約手続き等を行うため、チェックリストを作成し、管理・監督体制の充実に努めるよう取り組んでいきます。

以上、報告させていただきます。

いずれにいたしましても、本件を契機として、弊社職員が意識を新たにして、法令遵守に努めることはもとより、質の高い管理業務を提供できるマンション管理業者として努力していきます。

連絡先

担当： 総務部長（兼）業務部長

平 尾 裕 子

広島市安佐北区亀崎一丁目2番4号

（電話番号）082-843-3111